

令和3年度 6月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和3年6月4日（金）午前9時  
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 5人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	17番	寺田 宏澄	欠席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	欠席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	出席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	欠席	24番	島田 忠誠	欠席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (3件)

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 町許可分 (1件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 (3件)

議案第3号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について  
委員会決定分（14件）

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について  
委員会認定分（2件）

議案第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく令和2年度点検・評価（案）  
及び令和3年度目標・活動計画（案）について

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

## 事務局

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今より6月の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は19名、欠席委員は5名で「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

## 会 長

皆さん、おはようございます。

心配された麦の刈取りも6月1日を目途にほぼ順調に終わられたかと思えます。これからはいよいよ田植えの準備ということで天気すぐれないなかでの対応となります。事故、健康管理には十分注意しながら農作業には取り組んで頂きたいと思えます。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第4号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第5号	農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく令和2年度点検・評価（案）及び令和3年度目標・活動計画（案）について

## その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

## 議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

## 議 長

議事に入りたいと思えます。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数            3件            面積            6, 179 m<sup>2</sup>

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

〇〇委員

申請番号2番の合意解約は、借人の要望で耕作するのに不便な土地であるためとなっておりますが、解約した後に次の借手はあるのでしょうか。それともこのまま耕作がされないのでしょうか。

事務局

この案件の貸人の方は大阪に在住されており、借人はこの方名義の農地50筆程を作られてありましたが、実際耕作をされてみてそのうち水路や場所等の問題で耕作しにくい所を今回解約するという事になっております。解約後の貸付に関しましては現在利用権の設定には至っておりませんので、この点に関しましては、今後地元農業委員さんとも協議を重ねていきたいと思っております。

〇〇委員

では、地元農業委員さん、生産組合長さんと協議をされて次の借手を見つけてくださるようお願いいたします。

議 長。

他に質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

委員

この地区は周りを見回しても農地はあるのですが、殆どが遊休農地になっております。

他にも住宅等の開発が進んでおりまして、農業に関しましては5ページの字図で見えますように水路の排水溝は確保はできていますので、何ら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

私が担当地区委員となっておりますので補足意見を説明いたします。

5月25日に事務局、〇〇委員さんを交えて現地確認を行いました。  
この土地はかねてから売地の看板がでておりました。9ページ左上部に三角形になった土地がありますが、5年位前に〇〇さんが分筆購入され駐車場として使用されています。付近は住宅が建ち30年位前には自衛隊職員が多数居住されておりましたが、なぜかこの申請地だけは残っていて4～5年前から看板が出ており買主を探されておりましたが今回買手が見つかり申請が出されたものです。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

5月25日に会長、〇〇委員、私、事務局で現地確認を行いました。現在畑として使用されておらず、きれいに整備されています。横が水路になっていますので別段これに対する異議が出るということもないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容の説明及び追認による始末書記載内容等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

この申請地は三根中学校グラウンドからみて正門の西になり横を水路が流れております。この申請地は昔、〇〇酒屋でしたが相続で申請人が引き継がれてあります。この川べた沿いの土地の地目が昔食糧難の時代畑になっていたのを宅地に変更するための申請です。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

始末書がついていますが納屋があるための始末書ですか。

〇〇委員

納屋と通路両方からの始末書です。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 12件 所有権移転 2件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第4号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号1について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

事務局

申請地の状況の補足説明

議 長

私が担当地区委員となっておりますので補足説明をします。

私、〇〇副会長、事務局で現地確認を行いました。現地は50年くらい前に構造改革をすることによってミカンの植樹をされた造成された土地ですが、みかんは3～4年で枯

れてしまい 30 ページの航空写真にありますように左下、太陽光発電の下に位置する住宅街も全てみかん園として造成された土地です。しかし、みかん園が失敗しその後手入れもされず放置されたため 31 ページの⑪⑫の写真にあるように大木が茂っている現在の状況です。地権者に聞いても「どうしようもないが、畑から非農地化するにはどんな手続きをしたら良いのか」と聞きます。前回非農地承認した中津隈、白壁の地権者の方からは問い合わせはありましたでしょうか。

#### 事務局

議長が言われます 4 月の総会で非農地として承認されました中津隈、白壁の方には 5 月中旬に通知を出し何件かは問い合わせがありました。今後農地として利用するとされた方は 1 名で他の方についてはなぜ非農地判断したのかという意見はほとんどありませんでした。場所にもよるかと思いますが 4 月の総会の非農地案件につきましては、地権者の方も理解をされてあるのではと判断しております。手続き等については法務局への書面での手続きなど含めて出来るものから行っていきたいと思います。

#### 議長

この辺は猪が非常に多くて現地確認したさいも大きな穴が掘られていました。〇〇委員からも意見をお願い致します。

#### 〇〇委員

山と聞いた時中原地区を思いましたが、中原地区よりも広範囲でした。31 ページの写真を見ていただくと、猪よけの電柵がありますし、⑪⑫を見ますと大木もあります。30 ページの 3767 番地 3769 番地は田になっていて将来の不安があります。また右上には家もあり、3573 番地は太陽光となっています。会長さんの自宅も近くにあります。我々には対応しにくい地主さんの判断を仰ぐような地区です。中原地区よりも大変な印象です。

#### 議長

私も地権者と話しましたが、「もう、どうしようもない。ただ非農地の判断をするよりも、今後売却するときのためには畑のままが少しでも値段が良いのでは」と、これだけ住宅ができたのだから、今後買い手が出たときのために、このままにしていた方が良いのではと、安易な判断を地権者の方はされていますが、「では、どうするのか」と言うと「任せとく」の返事でした。委員の方々に畑としては利用できないので非農地にしたが良いとの判断をして頂けたら地権者の方には結果を伝えます。

#### 議長

事務局及び確認委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。



(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第4号1農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。

続きまして、議案第4号2農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第4号2について、議案書に基づき対象農地の位置、状況、耕作条件、農振地区分の内容等を説明。

議 長。

この案件も私、〇〇副会長、事務局の4名で現地確認を行いました。私としてはこちらの案件が白壁の案件より軽いと判断しました。理由は道がありません。33ページの航空写真で左上部に白い屋根の家がありますが、ここは県営住宅です。右下の2700番地の建物は昔酒屋でした。34ページ①、②番の写真は県営住宅の方や北側からも3尺しかない狭い里道を通らなければいけないような所です。右側の田に面した①、③、⑤番の写真は、今は酒蔵の間に公衆用道路があり、左に白い道らしきものが田の中ほどにありますがこれは中央にある2件の宅地のために増設された道路です。ここも畑に行く為には3尺位の里道しかありませんし、道か畑かの区別もつき難い状態で耕作も非常に出来ないような状態ですが、なかには先祖代々受け継いできた土地だからとみかんやトマトを植えたりとされておられます。しかし、猪の餌になっているような困難な土地です。補足意見として〇〇委員さんからもお願いします

〇〇委員

ここに道はありませんが、33ページの航空写真で見るとちょうど真ん中の④番と表示されている所が畑になっており耕作されています。また、2800、2841番地は宅地で2839番地は宅地のための個人の道路になっています。その宅地の横をはたして山林にしてよいものかという疑念はあります。しかし、非常に道がないので道を作る以外どうしようもない所であり真ん中の畑は良くされていると思いますが、おそらく猪に食べられているのではないかと思います。勝手に非農地として挙げにくい所ですが、大変な所だとは思っています。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

地形的に良く分らないのですが、白壁、一の幡、二の幡、五の幡とは大体どの辺りなのですか。場所の見当がつかないので地図を見ても分かりません。

議 長

北茂安小学校から千栗の方へ進み、千栗の交差点を左折してもらい競馬場へ行く道が33ページの右上の白い大きな道路になっています。

〇〇委員

左側の2900番地が住宅地ですか。

議 長

県営住宅地で40年位経ちかなり老朽化しています。ここら一帯が全体的に山林で南下部のたいらな所に戦後畑が作られたのではないかと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移りたいと思います。

議案第4号2農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について「非農地」に該当する土地であると承認する事に賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号2は提案どおり承認する事に決定いたしました。  
続きまして、議案第5号農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく令和2年度点検・評価(案)及び令和3年度目標・活動計画(案)について事務局より説明をお願いします

事務局

非農地判断の補足説明

事務局

議案第5号の農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく令和2年度点検・評価(案)及び令和3年度目標・活動計画(案)について説明をする。

議 長

議案第5号の農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく令和2年度点検・評価(案)及び令和3年度目標・活動計画(案)について事務局より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、議案第5号の農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく令和2年度点検・評価(案)及び令和3年度目標・活動計画(案)について、提案どおり公表することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号1提案どおり承認する事に決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

事務局

その他の前に43ページ農地等利用最適化推進施策の改善の

その他

1. 「農家」「農業者」の定義・解釈に関する意見について
2. 令和2年度水稻作一般の作業受託料金 (佐賀県平均)
3. 農地利用の最適化に向け皆様をお願いしたいこと

議 長

7月の総会は、7月 5日(月)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、7月 5日(月)実施するという事で確認いたします。

それから、来月分の現地調査は6月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで7月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷺崎 和志

議事録署名人 番

議事録署名人 番